

「消防活動阻害性を有するおそれのある物質」の 調査結果及び対応について

1 調査対象物質（資料Ⅱ－２－２）

「薬事審議会 毒物劇物調査会」（事務局：厚生労働省）において、その毒性により毒物・劇物への指定又は除外を行うことが適当であるとの審議結果を受けて、今後「薬事審議会 毒物劇物部会」での審議を経て、毒物及び劇物指定令の改正により毒物・劇物への指定又は除外を行う予定の物質は**〇物質**であった。

2 調査内容

本年度は令和７年１０月２日までに「薬事審議会 毒物劇物部会」（事務局：厚生労働省）の開催がなかったため、調査は実施しなかった。